

令和4年4月12日

医療機関の長 様

一般社団法人 広島市医師会  
会 長 佐々木 博

## 令和4年度診療報酬改定における施設基準の届出について（お知らせ）

陽春の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本会の諸事業につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度診療報酬改定において新設された、「外来感染対策向上加算」「連携強化加算」「サーベイランス強化加算」の施設基準の届出等につきましては、多くのお問い合わせをいただいているところですが、この度、広島県医師会から、中国四国厚生局指導監査課との協議を踏まえ、下記「1.」「2.」のとおり記入例が示されましたので、送付させていただきます。

また、「外来感染対策向上加算」の届出に必要な添付書類の記入例が日本医師会より示されましたので、下記「3.」に関する通知を併せて御確認ください。

なお、今後、日本医師会や広島県医師会のホームページ等で、令和4年度診療報酬改定にかかる疑義解釈等が示されることと存じますが、当会のホームページにリンクを張付けていますので、適宜御確認ください。

御不明な点等がございましたら、担当まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

### 記

1. 外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類（様式1の4）について  
別添1の記入例を御参照ください。
2. 連携強化加算・サーベイランス強化加算に係る届出書添付書類（様式1の5）について  
別添2の記入例を御参照ください。
3. 外来感染対策向上加算に係る添付書類の記載例について  
日本医師会「日医発第190号（保険）令和4年4月8日 外来感染対策向上加算に係る届出書の記載例について」を御参照ください。
4. ホームページ掲載について  
【広島市医師会ホームページ】
  1. 広島市医師会ホームページの、左側にバナーを設けています。
  2. バナーをクリック後、ホームページのリンクを御参照ください。



### （お問い合わせ先）

広島市西区観音本町一丁目1番1号  
一般社団法人 広島市医師会 財務経営課  
担当： 上田、宮榮、沖本  
TEL：082-232-7321 FAX：082-292-5233

## 外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類

## 1 院内感染管理者

氏名	職種
県医 太郎	医師

## 2 抗菌薬適正使用のための方策

--

★この度、当該加算を届出する場合には、空欄での提出であっても可能。

→当該加算の施設基準「2」届出に関する事項として、「外来感染対策向上加算に係る届出は、別添7の様式1の4を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。」と示されておりますが、今後、1年間で助言を受ける必要があることにご留意下さい。(中国四国厚生局指導監査課確認済み)

## 3 連携保険医療機関名又は地域の医師会

医療機関名	開設者名	所在地
〇〇病院	〇〇 〇〇	〒〇〇〇〇 広島県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇
	あるいは	
〇〇医師会	〇〇 〇〇	〒〇〇〇〇 広島県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇

★今後の連携予定先を必ず記載のうえ提出して下さい。

→病院を記載する場合は、その病院が感染対策向上加算1を算定する機関(重点医療機関)である必要があります。

→地域の医師会を記載する場合は、医療機関名を「地域の医師会」に、開設者名を「代表者(会長)」に読み替えて下さい。なお、地域の医師会とは、市区郡地区医師会あるいは県医師会、いずれでも差し支えありません。

ただし、「3 連携保険医療機関名又は地域の医師会」から「2 抗菌薬適正使用のための方策」について、今後、助言を受ける必要があることにご留意下さい。

## 4 都道府県等の要請を受けた新興感染症の発生時等の体制

発熱患者の診療等を実施する体制	<input checked="" type="checkbox"/>
上記について公表されている自治体のホームページ：( 広島県 )	

## [記載上の注意]

- 1 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること(医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい)。
- 2 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者の業務内容が明記された文書を添付すること(医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい)。
- 3 「2」は、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関又は地域の医師会からどのような助言を受けているかを簡潔に記載すること。
- 4 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- 5 「3」は、連携する感染対策向上加算1の医療機関名又は地域の医師会名を記載すること。

★現時点では、新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関が該当します。

なお、詳細は、令和4年3月31日付け厚生労働省保険局医療課発の事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その1)」の間10を参照下さい。

★それぞれ、文書を添付して下さい。

## 記入例

様式1の5

## 連携強化加算・サーベイランス強化加算に係る届出書添付書類

★いずれか一方を届出る場合には、届出を行う加算のみ○をし提出して下さい。

1 以下のうち、届出を行う加算を○印で囲むこと。

連携強化加算

サーベイランス強化加算

2 過去1年間に、感染症の発生状況等について報告を行った感染対策向上加算1の保険医療機関名

報告年月日	報告した医療機関名	開設者名	所在地

★この度、連携強化加算を届出る場合には、空欄での提出であっても可能。ただし、令和5年4月以降は、当該報告が施設基準を満たすための要件となることにご留意下さい。

→連携強化加算の届出については、「令和5年3月31日までの間に限り、感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関に対する、感染症の発生状況等の報告に係る要件を満たすものとする。」との経過措置が示されております。

3 サーベイランスの参加状況

事業名：(院内感染対策サーベイランス(JANIS))

★参加している事業名を必ず記載するとともに、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書を添付の上、届出て下さい。

→現時点では、当該加算の施設基準に該当するサーベイランス事業は、JANIS及びJ-SIPHE(少なくともJANISの検査部門への参加が必要)とされていますが、市区町村以上の規模でJANISの検査部門と同等のサーベイランスが実施されている場合には、当該サーベイランスがJANISと同等であることが分かる資料を添えて中国四国厚生局指導監査課と内議して下さい。

なお、詳細は、令和4年3月31日付け厚生労働省保険局医療課発の事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その1)」の間20を参照下さい。

## [記載上の注意]

- 「2」は、連携強化加算を届け出る場合のみ記載すること。
- 「3」は、サーベイランス強化加算を届け出る場合のみ記載すること。また、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書を添付すること。

★JANISへ参加する場合には、JANISから参加申込のあった医療機関の病院長宛に送付される「ログイン情報通知書」の写しを添付して下さい。